

令和6年2月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第1号

(2月7日)

# 令和6年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和6年2月7日  
午前10時 開議

## 1 出席議員

奥村順一	議員
田邊晴美	議員
中村正公	議員
福田佐世子	議員
宇佐美まり	議員
原田周一	議員
奥田俊夫	議員
木村武壽	議員
奥村文浩	議員
語堂辰文	議員
田中智之	議員
宮園智子	議員
塚本五三藏	議員
稲吉道夫	議員
岡本里美	議員
角谷陽平	議員
徳永未来	議員
中村麻伊子	議員
藤田智晴	議員
松峯茂	議員
山崎匡	議員

欠席議員 辻 徹 議員

## 2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
奥田敏晴	副管理者
川田翔子	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
西島寛道	副管理者
野村賢治	専任副管理者
山本晃治	事業部長
栗山淳彦	施設部長

池田道治	安全推進室長
杉崎雅俊	事業部理事
川島修啓	施設部理事
池本篤史	施設部次長
花畑久仁浩	会計管理者
橋本哲也	総務課長
山田貴士	業務課長
川戸辰也	施設課長
長野満佐志	クリーンパーク折居所長
山内皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
別所尚紀	エコ・ポート長谷山所長
馬淵武志	グリーンヒル三郷山所長

### 3 職務のため議場に出席した職員

親見善人 議会事務局長

### 4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 議案第 1 号	城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 5 議案第 2 号	城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6 議案第 3 号	城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 7 議案第 4 号	城南衛生管理組合組織条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 8 議案第 5 号	城南衛生管理組合リサイクル工房条例を廃止する条例を制定するについて
日程第 9 議案第 6 号	新事務所棟建設工事（主体工事）請負変更契約の締結について
日程第 10 議案第 7 号	財産の取得について
日程第 11 議案第 8 号	令和 5 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 12 議案第 9 号	令和 6 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 13	休会について

### 5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 13

午前10時02分 開会

○稲吉道夫議長 おはようございます。

初めに、去る1月1日に発生をいたしました能登半島地震において犠牲となられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地での救助活動、復旧作業に従事をされている方に深く感謝を表します。被災された方々がいつもの生活に戻れますように、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

辻議員より欠席の届けが出ておりますので、ご報告をいたします。

ただ今の出席議員数は21人でございます。

既に定足数に達しておりますので、2月定例会は成立をいたしました。

これより令和6年2月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 諸報告について

○稲吉道夫議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました定期監査の結果及び例月出納検査結果3件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧をお願いします。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○稲吉道夫議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長において、奥田俊夫議員、塚本五三蔵議員を指名いたします。

#### 日程第3 会期の決定について

○稲吉道夫議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月27日までの50日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は50日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○稲吉道夫議長 次に、日程第4、議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、令和6年2月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、1月1日に発生いたしました能登半島地震におきまして、甚大な被害が発生し、多くの方々が亡くなられ、また、多くの方が今なお避難生活を余儀なくされているところでございます。亡くなられた方に改めて心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日でも早い復旧・復興の方を願っているところでございます。

それでは、ただ今議題となりました議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号の参考資料をご覧ください。

本議案は、当組合職員の給与について、令和5年の国家公務員の給与等に関する人事院勧告の内容に準じて改正等を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、給与改定といたしまして、1つ目には、給料表でございしますが、初任給を引き上げるほか、若年層に重点を置きまして、令和5年4月1日に遡及して平均0.91%の引上げ改定を行うものでございます。

2つ目には、裏面の期末勤勉手当でございしますが、支給月数を年間0.10月分引き上げることとし、年間合計では、これまでの4.40月から4.50月に引上げ改定するものでございます。また、再任用職員につきましても、期末勤勉手当の支給月数を年間0.05月分引き上げるものでございます。

次に、定年延長制度導入による改正でございますが、役職定年制の対象外である課長補佐級につきましても、非管理監督職である新たな職を創設することによりまして、組織活力の向上を図るものでございます。

なお、改正項目につきましては、職員団体との交渉を重ね、合意した内容となっております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する  
条例の一部を改正する条例を制定するについて

○稲吉道夫議長 次に、日程第5、議案第2号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第2号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第2号の参考資料をご覧ください。

本議案は、専任副管理者の給与を一般職員の給与改定に準じて改正するものでございます。

改正内容につきましては、期末手当の支給月数を年間0.10月分引き上げることとし、年間合計では、これまでの3.30月から3.40月に引上げ改定するものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 稲吉道夫議長** これにて討論を終結いたします。  
これより議案第2号を採決いたします。  
議案第2号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 稲吉道夫議長** 起立全員であります。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

- 稲吉道夫議長** 次に、日程第6、議案第3号、城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
松村管理者。

- 松村淳子管理者**(登壇) ただ今議題となりました議案第3号、城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第3号の参考資料をご覧ください。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、(1)は、会計年度任用職員について、令和6年度より勤勉手当を支給するものでございます。

(2)は、育児休業中の会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、必要な事項を定めるものでございます。

施行期日は令和6年4月1日としております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

- 稲吉道夫議長** これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 城南衛生管理組合組織条例の一部を改正する条例を制定するについて

○稲吉道夫議長 次に、日程第7、議案第4号、城南衛生管理組合組織条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第4号、城南衛生管理組合組織条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第4号の参考資料をご覧ください。

本議案は、令和6年7月の本庁移転を見据え、さらなる循環型社会の推進及び環境学習の充実化などの行政課題に対応しつつ、工場運営の危機管理体制を強化し、効率的な業務体制の確立を図るため、所要の改正を行うものでございます。

2の新体制の概要につきましては、(1)から(4)により体制強化を図るものいたします。

3の新たな組織体制は、表のとおり、事業部を総務部に名称変更し、新たな課として循環型社会推進課、広報協働課を設置いたします。また、業務課を施設部に移管し、クリーンパーク折居に関する業務を施設課において、エコ・ポート長谷山に関する業務をリサイクルセンター長谷山において、奥山埋立処分地に関する業務をグリーンヒル三郷山において、それぞれ一体的に管理いたします。

施行期日につきましては、令和6年4月1日といたしております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。  
これより議案第4号を採決いたします。  
議案第4号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 城南衛生管理組合リサイクル工房条例を廃止する条例を制定するについて

○稲吉道夫議長 次に、日程第8、議案第5号、城南衛生管理組合リサイクル工房条例を廃止する条例を制定するについてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第5号、城南衛生管理組合リサイクル工房条例を廃止する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。  
本議案は、現在、令和6年度供用開始に向け建設をしております新事務所棟にリサイクル工房機能を移転させることに伴い、令和5年度をもってエコ・ポート長谷山におけるリサイクル工房を終了いたしますことから、リサイクル工房条例を廃止するため提案するものでございます。  
よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。  
これより議案第5号を採決いたします。  
議案第5号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 稲吉道夫議長 起立全員であります。  
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 新事務所棟建設工事(主体工事)請負変更契約  
の締結について

- 稲吉道夫議長 次に、日程第9、議案第6号、新事務所棟建設工事(主体工事)請負変更契約の締結についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
松村管理者。

- 松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第6号、新事務所棟建設工事(主体工事)請負変更契約の締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本組合の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、株式会社長村組と1,091万7,500円増額の工事請負変更契約を締結することにつきまして、議会の議決を賜りたく提案を行うものでございます。

議案第6号の参考資料をご覧ください。

変更内容のとおり、新事務所棟建設工事(主体工事)におきまして、建設発生土処分地の変更等によりまして増額変更するものでございます。

なお、予算措置につきましては既決予算の範囲内での対応となりますことから、補正予算の計上は行っておりません。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

- 稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

議案第6号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第7号 財産の取得について

○稲吉道夫議長 次に、日程第10、議案第7号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第7号、財産の取得についての提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、現在、令和6年度供用開始に向け建設をしております新事務所棟で使用いたします什器備品を取得するものでございます。

議案第7号の参考資料をご覧ください。

主な取得什器備品でございますが、工房作業室用作業台、オープンラボ用テーブル、書庫用移動ラックなどがございます。

令和6年1月12日に一般競争入札を実施いたしました結果、4の入札結果のとおりとなりましたことから、本組合の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、株式会社國島屋と、税込みでございますが、4,345万円で備品購入契約を締結し、財産を取得することにつきまして、議会の議決を賜りたく提案を行うものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

議案第7号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 令和5年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)

○稲吉道夫議長 次に、日程第11、議案第8号、令和5年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第8号、令和5年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)の提案理由のご説明を申し上げます。

議案第8号の参考資料をご覧ください。

補正予算第2号は、歳入歳出の増減調整により市町分担金を精算するものであり、歳入では、ごみ処理手数料の減や廃棄物発電収入などの増のほか、令和4年度決算剰余金を追加計上いたしております。

一方、歳出では、事業の執行過程における入札等による契約金額の減などにより生じる年度末までの過不足の調整を行うものでございます。

これらの増減調整の結果、構成市町の分担金につきましては2億1,209万1,000円の減額となっております。

補正額は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,389万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億1,134万4,000円といたすものでございます。

次に、1枚目の歳入の主な補正内訳でございますが、使用料及び手数料では、事業系ごみの搬入量の減少などにより3,028万3,000円を減額いたしております。

次に、繰入金でございますが、普通退職者がございましたことから、必要な額について

て財政調整基金から繰入れすることとしております。

次に、繰越金でございますが、令和4年度決算剰余金につきまして、6,197万5,000円を計上いたしております。

次に、諸収入では、廃棄物発電収入の増収などにより5,991万9,000円を増額いたしております。

一方、歳出でございますが、主な補正予算の内訳といたしまして、1枚目の裏面、上から、人件費では、退職手当の追加、人事院勧告による給与改定や休職者に係る不用額に伴う職員給与費の増減などにより、合計2,217万4,000円を増額いたしております。

次に、物件費では、各種委託料等の入札による契約金額の減等に伴いまして、合計5,133万9,000円を減額いたしております。

次に、普通建設事業費では、各工場改修整備工事の契約金額の減など、合計4,366万9,000円を減額いたしております。

最後に、積立金でございますが、財政調整基金積立金といたしまして3,346万円を計上いたしております。これは、地方自治法及び地方財政法の規定により、令和4年度決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立てることとし、これに基金運用利子を合算しております。

以上の要因によりまして、歳出総額としては4,389万3,000円を減額するものでございます。

分担金以外の歳入の増及び歳出の減によりまして、市町分担金につきましては、1枚目、歳入内訳最上段のとおり、総額2億1,209万1,000円を減額し、市町分担金負担割合の定めに基づきまして精算するものでございます。

なお、2枚目裏面の別表、市町分担金負担率表でございますが、令和4年度の搬入量に修正がありましたことから、リサイクル処理経費、変動経費の分担率の補正を行い、調整を図っております。

以上が補正予算の主な内容でございますが、これらの内容を議案第8号として補正予算を編成いたしましたところでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

議案第8号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 令和6年度城南衛生管理組合一般会計予算

○稲吉道夫議長 次に、日程第12、議案第9号、令和6年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第9号、令和6年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の議案第9号の参考資料「令和6年度 当初予算案の概要」をご覧ください。

令和6年度の予算を編成するに当たりましては、表紙と目次をめぐっていただき、1ページに記載いたしておりますとおり、組合運営の基本方針でございます「安心安全な工場運営」、「住民感覚に沿った行財政改革」、「循環型社会の構築に向けた事業の推進」の3つの基本方針の下、新事務所棟への移転事業を完了させますとともに、クリーン21長谷山長寿命化事業など、今後の組織運営に必要な大型事業に取り組むことといたしております。

また、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と連携・協同して、適正な廃棄物処理事業を推進することなど、7つの取組施策を中心に事業を進めることといたしており、これに必要な予算を計上いたしたところでございます。

令和6年度歳入歳出の予算総額は、それぞれ53億7,379万7,000円で、前年度比較で1億6,262万8,000円、2.9%の減少となっております。

一方、主要な財源でございます市町分担金は、36億4,060万3,000円で、前年度比較で1億3,569万6,000円、3.6%の減少となっております。

以上の内容につきまして、令和6年度一般会計予算書及び予算説明書のとおり編成いたしましたところでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、田邊晴美議員、中村正公議員、原田周一議員、奥田俊夫議員、田中智之議員、宮園智子議員、辻徹議員、中村麻伊子議員、藤田智晴議員、松峯茂議員、山崎匡議員、以上の11人を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

予算特別委員会の委員の皆さんは、2階C会議室にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時44分 再開

○稲吉道夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において、正副委員長を互選の結果、委員長には宇治市選出委員山崎匡議員が、副委員長には宇治田原町選出委員原田周一議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告を申し上げます。

### 日程第13 休会について

○稲吉道夫議長 次に、日程第13、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2月8日から3月26日までの48日間を休会いたしたいと思



います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**稲吉道夫議長** ご異議なしと認めます。よって、2月8日から3月26日までの48日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締切りは3月7日午後5時までとなっておりますので、ご承知おきを願います。

次回は3月27日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 稲吉 道夫

副議長 福田佐世子

議 員 奥田 俊夫

議 員 塚本五三藏

第 2 号

(3月27日)

# 令和6年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和6年3月27日

午前10時 開議

## 1 出席議員

奥村順一	議員
田邊晴美	議員
中村正公	議員
福田佐世子	議員
宇佐美まり	議員
原田周一	議員
奥田俊夫	議員
木村武壽	議員
奥村文浩	議員
語堂辰文	議員
田中智之	議員
宮園智子	議員
塚本五三藏	議員
辻徹	議員
稲吉道夫	議員
岡本里美	議員
角谷陽平	議員
徳永未来	議員
中村麻伊子	議員
藤田智晴	議員
松峯茂	議員
山崎匡	議員

## 2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
奥田敏晴	副管理者
川田翔子	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
西島寛道	副管理者
野村賢治	専任副管理者
山本晃治	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長

杉 崎 雅 俊	事業部理事
川 島 修 啓	施設部理事
池 本 篤 史	施設部次長
花 畑 久仁浩	会計管理者
橋 本 哲 也	総務課長
山 田 貴 士	業務課長
川 戸 辰 也	施設課長
長 野 満佐志	クリーンパーク折居所長
山 内 皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
別 所 尚 紀	エコ・ポート長谷山所長
馬 渕 武 志	グリーンヒル三郷山所長

### 3 職務のため議場に出席した職員

親 見 善 人 議会事務局長

### 4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2 報告第 1号	城南衛生管理組合同規約の変更について
日程第 3 議案第 9号	令和6年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 4	閉会中継続調査の申し出について

### 5 会議に付議した事件

日程第1～日程第4

午前10時 開議

- 稲吉道夫議長 おはようございます。会議前の連絡事項について、ご報告申し上げます。  
ただいまの出席議員数は22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、これより令和6年2月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

- 稲吉道夫議長 日程第1、諸報告を行います。  
城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 報告第1号 城南衛生管理組合規約の変更について

- 稲吉道夫議長 次に、日程第2、報告第1号、城南衛生管理組合規約の変更についての報告を行います。  
松村管理者。

- 松村淳子管理者（登壇） おはようございます。  
それでは、報告第1号、城南衛生管理組合規約の変更について、ご報告をさせていただきます。  
本件につきましては、本年7月16日から、宇治市宇治折居18番地の新事務所棟において業務を開始するに当たり、本組合規約第4条に定める、組合事務所の位置を変更するため、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定に基づき、全ての構成市町議会において議決をいただき、お手元の資料のとおり、昨日、令和6年3月26日付で、本組合規約の変更について、京都府知事に届出をし、規約変更の手続が完了しましたことをご報告するものでございます。  
議員各位におかれましては、構成市町議会での議決に当たり、格別のご支援をいただきましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

- 稲吉道夫議長 ただいまの報告について、質問等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 稲吉道夫議長 質問がないようですので、終了いたします。

日程第3 議案第9号 令和6年度城南衛生管理組合一般会計予算

- 稲吉道夫議長 次に、日程第3、議案第9号、令和6年度城南衛生管理組合一般会計予

算を議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

山崎予算特別委員会委員長。

○山崎 匡議員（登壇） ただいま議題となりました。議案第9号、令和6年度城南衛生管理組合一般会計予算についての、予算特別委員会における審査過程並びに結果について、ご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、去る2月7日の本会議において設置をされ、令和6年度城南衛生管理組合一般会計予算の審査を付託されました。同日に開催されました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、山崎が、副委員長には原田周一議員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は2月19日に招集し、説明には、正副管理者をはじめ専任副管理者並びに関係部課長、各施設所長の出席を求めて、前向きな審査が行われました。

委員会では、議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費については、一括して、次に、衛生費について審査を行いました。次に、歳入については全款を一括して審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。議案第9号についての討論はなく、採決の結果、本委員会は、全会一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

審査の中で出されました主な質疑、答弁などについては、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付しておりますので、ご覧をお願いします。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見等については、今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう切に希望するものであります。

当日は、委員各位におかれましては、前向きかつ円滑なご審査をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、御礼を申し上げます。併せて、原田周一副委員長のご協力によりまして、委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めて御礼を申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○稲吉道夫議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。議案第9号は、委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 閉会中継続調査の申し出について

○稲吉道夫議長 次に、日程第4、閉会中継続調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和6年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。

なお、閉会に当たりまして、管理者から発言の申出がありますので、お受けをいたします。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) 令和6年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、令和6年度一般会計予算をはじめ、提案をさせていただきました議案につきまして、いずれもご可決を賜り、誠にありがとうございました。

令和6年度は、新事務所棟への本庁機能の移転や、新たな環境啓発施設である環境ふれあい広場の開設に向けた取組を滞りなく進めてまいります。また、クリーン21長谷山長寿命化事業など、必要な施設の整備を行いますほか、地方財政の状況が厳しい中、今後も創意工夫を凝らしながら、住民感覚に沿った組合運営を着実に進めてまいりたいと存じております。



さらに、議員各位からいただきましたご意見、ご指導を念頭に置きながら、構成市町と連携し、安心・安全な廃棄物処理事業の推進により万全を期し、管内住民の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果たし、住民の皆様の信頼と安心を一層得られますよう、職員共々さらなる努力を続けてまいりたいと存じております。

本定例会は本日で閉会の運びとなり、次回の定例会につきましては、新事務所棟での開催となりますが、議員各位におかれましては、今後とも、組合行政の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○稲吉道夫議長 以上で終了いたします。ありがとうございました。

午前10時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 稲吉 道夫

副議長 福田佐世子

議員 奥田 俊夫

議員 塚本五三藏

## 参 考 資 料

(1) 予算特別委員会審査記録

(2) 議決議案

令和6年

城南衛生管理組合議会

予算特別委員会

審 査 記 録

## 予算特別委員会審査記録

日 時 令和6年2月19日（月）午前10時00分～午後0時08分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員	山崎 匡	委員長
	原田 周一	副委員長
	田邊 晴美	委員
	中村 正公	委員
	奥田 俊夫	委員
	田中 智之	委員
	宮園 智子	委員
	辻 徹	委員
	中村 麻伊子	委員
	藤田 智晴	委員
	松 峯 茂	委員
	稲吉 道夫	議長（オブザーバー）
	福田 佐世子	副議長（オブザーバー）

説明者	松村 淳子	管理者
	奥田 敏晴	副管理者
	川田 翔子	副管理者
	信貴 康孝	副管理者
	西谷 信夫	副管理者
	西島 寛道	副管理者
	野村 賢治	専任副管理者
	その他幹部職員	

付託案件 議案第9号 令和6年度城南衛生管理組合一般会計予算

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費及び予備費を一括して審査
- ②衛生費を一括して審査
- ③歳入を一括して審査
- ④総括質問
- ⑤討論
- ⑥採決

午前10時00分開会

○山崎 匡委員長 おはようございます。会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

本委員会に傍聴の申出がありましたので、委員長においてこれを許可しております。

本日の委員会は、執行部側の説明、質疑応答については、着席したままで行うことを認めておりますので、よろしく願いをいたします。

ただ今の出席委員数は11人全員であります。既に定足数に達していますので、委員会は成立をいたしました。

ただ今から予算特別委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、稲吉議長、福田副議長をはじめ、委員各位並びに正副管理者におかれましては、何かとご多忙の折にもかかわらず、本委員会にご出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本委員会は去る2月7日の本会議において設置をされ、同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長を互選の結果、委員長には私、山崎が、副委員長には原田周一委員が選出された次第であります。誠に不慣れで、委員の皆様方には何かとご迷惑をおかけすることがあるかと存じますが、その点、ご容赦をいただきまして、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

あらかじめ管理者から発言を求められていますので、これを許可いたします。  
松村管理者。

○松村淳子管理者 おはようございます。本日ここに令和6年城南衛生管理組合予算特別委員会を開催されましたところ、山崎委員長、原田副委員長はじめ、委員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、稲吉議長、福田副議長におかれましては、公務ご多忙の中にもかかわらず、ご臨席を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年度におきましても、引き続き、「安心・安全な工場運営」「住民感覚に沿った行財政改革」「循環型社会の構築に向けた事業の推進」の3つの基本方針の下、適正な廃棄物処理事業の継続に努めてまいり所存でございます。

また、新事務所棟への移転事業を完了させますとともに、クリーン21長谷山長寿命化事業など、今後の組織運営に必要となる大型事業にも取り組むつもりでございます。

さらに、広域行政のスケールメリットを發揮し、市町と連携・協働して、適正な廃棄物処理事業及びごみの減量化を推進することとし、令和6年度一般会計予算を編成いたしました。

令和6年度予算の内容につきましては、「一般会計予算書及び予算説明書」並びに議案第9号参考資料「令和6年度当初予算案の概要」のとおり取りまとめをいたしましたところでございます。

それでは、案件の詳細につきまして、担当よりご説明申し上げますので、よろし

くご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○山崎 匡委員長 議事に入ります前に、本委員会に付託をされました議案第9号の審査方法についてお諮りをいたします。

審査の方法については、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費について、一括して審査をしたいと思います。

次に、衛生費について審査をしたいと思います。

次に、歳入については、全款を一括して審査をし、最後に総括質問を行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○山崎 匡委員長 ご異議がないようですので、ただ今申し上げました方法で審査を行うことといたします。

#### [議会費・総務費・公債費・予備費]

○山崎 匡委員長 これより審査に入ります。本委員会に付託されました議案第9号、令和6年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

これより当局の説明を求めます。説明については、審査の順序に従いまして、各項目ごとに受けることにいたします。

それでは、まず、議会費、総務費、公債費、予備費について、一括して説明を求めます。

山本事業部長。

○山本晃治事業部長 ただ今議題となりました、議案第9号、令和6年度城南衛生管理組合一般会計予算のご説明を申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきますが、以降の説明におきまして、「令和6年度一般会計予算書及び予算説明書」につきましては「予算書」と、別冊の議案第9号参考資料「令和6年度当初予算案の概要」につきましては「概要書」と呼ばせていただき、ご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、概要書の表紙と目次をめぐっていただきまして、次の1ページをご覧願ひます。

一番下に記載をしておりますが、令和6年度当初予算総額といたしましては、53億7,379万9,000円となり、対前年度比較では、1億6,262万8,000円の減少となっております。また、事業費の主要な財源である市町分担金につきましては、36億4,060万3,000円となり、対前年度比較で1億3,569万6,000円の減少となっております。

それでは、歳出予算につきまして、議会費、総務費、並びに公債費、予備費の順にご説明を申し上げます。

まず、予算書12ページをご覧願ひます。

議会費からご説明を申し上げます。議会費では、組合議会議員22人の報酬2

00万6,000円をはじめ、旅費180万8,000円、会議録反訳調整に係ります委託料として79万4,000円など、議会費合計で477万3,000円を計上いたしております。

次に、総務費についてご説明申し上げます。

予算書13ページから16ページの総務費では、組合の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費等を計上いたしております。

それでは、費目ごとに順次ご説明を申し上げます。

最初に、予算書13ページから14ページの一般管理費をご覧ください。

予算額は、特別職7人の給与1,377万2,000円及び再任用短時間勤務職員を含む一般職員99人の9人中、管理部門に属する35人分の給与3億3,997万2,000円を計上いたしましたほか、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与、職員健康診断等の委託料、庁舎移転業務などの委託料など、総額4億413万9,000円を計上いたしております。

人件費の状況につきましては、概要書の4ページをご覧ください。

令和6年1月1日現在の人員及び給与を基に、定期昇給などを考慮し計上いたしております。下から3行目にございますように、人件費の総額は8億7,007万5,000円で、対前年度比較4,560万4,000円、5.5%の増加となっております。

人件費に関連いたしまして、概要書の17ページ及び18ページをご覧ください。

ここでは、平成29年度以降に取り組みました行政改革等における職員給与の適正化や、令和6年度の民間委託の状況について記載をしております。

また、安心・安全な工場運営体制の推進といたしまして、概要書19ページに、ソフト面、ハード面における取組概要をまとめておりますので、ご覧おき願います。

次に、予算書にお戻りいただきまして、14ページ下段から15ページの文書広報費をご覧ください。

予算額は、広報紙の発行と環境まつりに要する経費など、1,578万8,000円を計上いたしております。

概要書24ページをご覧ください。

広報広聴事業計画の概要を記載いたしております。令和6年度も管内住民の環境意識の向上を図るため、情報発信媒体それぞれの特性を最大限に発揮し、世代に合わせた有益な情報を積極的に発信するほか、地域・大学と連携・協働して、循環型社会の構築に向けた取組を進めることとしております。

主な取組内容といたしましては、広報紙、ホームページ、SNSによる情報発信、組合キャラクターの積極的な活用、環境イベントの開催等を通じて、より効果的な環境啓発や情報発信を図ることとしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、15ページ2段目の財政管理費をご覧ください。

電算システムにかかる保守委託料や新事務所棟へのOA設備移転に係る委託料、OA機器の購入費など、合計2,177万5,000円を計上いたしております。

なお、財政調整基金の現在高の状況等につきましては、概要書9ページをご覧



願います。

財政調整基金は、これまで市町分担金の負担軽減を図るため、職員の退職手当の一部や補正予算の財源の一部に充当しております。令和6年度は、新事務所への移転に際し、必要となる備品の購入や移転経費などに充てることを目的に、1億1,791万6,000円を取り崩し、市町分担金を抑制することとしており、これにより、令和6年度末現在高については、2億7,935万2,000円と見込んでおります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、15ページ下段の会計管理費をご覧願います。

共通事務用品の一括購入費や火災保険料など、合計712万3,000円を計上し、また、16ページの企画費では、環境マネジメントシステムに係る外部評価等謝礼金など、合計50万8,000円を計上いたしております。

なお、環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策につきましては、概要書の20ページにその取組の概要を記載しておりますので、ご覧おき願います。

次に、予算書の16ページ中段の公平委員会費では、委員報酬など2万9,000円を計上し、下段の監査委員費では、委員報酬など30万6,000円を計上いたしております。

続いて、公債費及び予備費についてご説明申し上げます。

まず、公債費でございますが、予算書の25ページをご覧願います。

令和6年度は、平成19年度長谷山清掃工場解体事業債等、計2件の元金及び利子の償還が終了したことなどにより、元金が減少しておりまして、元金で6億758万3,000円、利子で2,590万8,000円、合計6億3,349万1,000円を計上いたしております。

概要書の16ページをご覧願います。

今後の組合債の現在高と償還額の推移につきまして、現時点の事業計画によります今後の見込みをグラフでお示しをしております。

この間、平成21年度償還額の約13億7,000万円をピークに、これまでの建設事業の財源として借入れしました起債の償還が順次終了し、太枠の令和6年度予算の償還額は、ピーク時の約5割となる6億3,334万3,000円となっております。

公債費の中期的な見込みといたしまして、折れ線グラフでお示ししております現在高につきましては、下の表の②のリサイクルセンター長谷山建設や、③のクリーンパーク折居建設、④のごみ中継施設建設、⑤の新事務所棟建設や、現在取り組んでおります⑥のクリーン21長谷山長寿命化事業に係る組合債発行により、令和9年度までは70億円前後で推移いたしますが、その後は減少に転じる見込みとなっております。

一方、棒グラフでお示ししております償還額につきましては、今後も折居清掃工場更新事業債等の償還が進みます中、令和13年度までは償還額の増加が見込まれますが、以降は償還が集中するようなことはなく、安定的な財政運営が図れるものと見込んでおります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、26ページ、予備費でございますが、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

議会費、総務費並びに公債費、予備費の説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○山崎 匡委員長 これより、議会費、総務費、公債費、予備費についての審査に入ります。

なお、質問に際しましては、予算書、もしくは、予算案の概要書の何ページの項目について質問というふうをお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

田邊委員。

○田邊晴美委員 おはようございます。よろしくお願ひします。

概要書5ページ、物件費の管理的経費について。5番の総務費、清掃総務費の旅費、消耗品費、委託料等の金額が、令和5年度に比べて令和6年度は2倍近くになっています。この主な理由、詳細を教えてください。これがまず、1点目です。

もう1点、25ページ、新事務所棟の完成と移転についてからお伺ひします。本年は早々に能登半島地震におきまして、いまだ1万人以上の方が避難所生活を送っておられます。災害は自然現象と、それを受け止める側の社会の在り方によってその大きさが決まるとされているところから、お伺ひさせていただきます。

新事務所棟は、防災対策はどういった機能を持たせておられるのか、お聞かせください。また、災害時に避難者を受け入れる体制は持たせておられるのかも併せてお聞かせください。

最後に、旧事務所棟は、閉鎖後、どのような計画をされているのか、今の段階で分かる範囲で教えてください。

以上です。

○山崎 匡委員長 倉富総務課主幹。

○倉富晋一郎総務課主幹 ご質問の2倍近く変わる件について、ご説明いたします。

この管理的経費につきましては、総務課、施設課などの事務的な部門の経費でございまして、前年度比較で約3,000万程度増加しております。

主な増加要因としましては、新たな業務として令和6年度に実施することとしております総務課で計上しております新事務所棟への移転業務委託料、これが約400万円と、また、施設課の方で計上しております長谷山エリア搬入道路の整備修繕料、これが約2,600万程度となっているものでございます。

以上です。

○山崎 匡委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 そうしましたら、私の方から、新事務所棟移転に伴いましての防災対策ということで、ご説明をさせていただきます。

当組合の場合、市町のように、住民さんがというようなところではございませんので、まず、我々として取るべき行動というところで、災害時において、職員が

取るべき具体的な行動ということで、災害時の初動対応マニュアルというものを取りまとめております。

そのマニュアルにおいて、災害の規模、種類によりまして、対応に必要な職員を配置するというようなところ、それから、組合施設の状況把握、職員の安否確認、また、参集状況の確認、こういった初動体制を確立すると。このためのマニュアルとなっておりますので、このあたりを確立させていただいて、その後、災害廃棄物の受入れ、処理体制の確保を図るということにしております。

事業の継続対策というようなどころでいきますと、新型コロナウイルス感染症の中で対応計画というものを策定しておりましたけども、その中で、各施設について、最低限、業務に必要な人員というものを一定確認させていただいて、それを確保するために、他所属の経験者、OB職員、こういったものが応援体制を構築できるように、職員のリスト化というものを行って、事業継続ができるような形を取らせていただいております。

また、備蓄品につきましては、新事務所棟は避難所ということではありませんけども、もしも来庁者が帰宅困難になったと、こういった場合に対応ということで、飲料水なり、非常食、毛布等、こういった災害備蓄品を配置するための予算というものを令和6年度予算に計上というふうにしております。

私からは以上です。

○山崎 匡委員長 山本事業部長。

○山本晃治事業部長 災害発生時の新事務所棟の避難者受入れ対策についてでございますが、発災時には、多量に発生する災害廃棄物を可能な限り早期に処理することが、組合の最大の責務であると考えております。

したがいまして、帰宅困難者対策といたしましての備品は整備いたしますが、新事務所棟のスペース的な余裕、構成市町開設の避難所の存在、あるいは、隣接する太陽が丘の駐車場における自動車による避難者の受入れなどを考えますと、避難者の受入れよりも、焼却熱発電を行う発電所としてのクリーンパーク折居、この強みを生かした取組ができないか検討を進めているところでございまして、具体的に申しますと、災害などによります長期の停電が発生した場合に、在宅で人工呼吸器などを使用されている方を対象に、お持ちのポータブル電源や予備バッテリーに充電させていただくサービスをできないかというふうなことを検討しているところでございます。

○山崎 匡委員長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 私の方からは、新事務所棟の工事関連面での防災対策をご説明させていただきます。

ここの今おられる現事務所棟につきましては、旧の耐震基準で設計された建物として、直接的には大規模地震でも一定の構造を保って、倒壊の恐れは可能性としては非常に少なかったんですけど、今後、大規模な震災も想定されますので、そういう意味合いから、老朽化と耐震性の面で、今後の防災対策を計画していると

ころでございまして、新しい建物につきましては、最も厳しい耐震基準でござい  
ます震度6強の大地震発生後においても、十分に構造体をそのまま使用できるよ  
うな耐震性能で適合した設計をしております。

また、新事務所棟につきましては、通常隣のクリーンパーク折居の方からのご  
み焼却発電を電源として受電をしております、発災時におきましても、同工場  
が運転継続であるなら、電源はそのまま継続されまして、最悪、工場の方が運転停  
止になりましても、屋上に設置しました非常用の発電機の運転を行い、新事務所  
棟につきましては、その機能を3日間維持できるというような対策を講じており  
ます。

あと、現行の建物でございまして、当面につきましては、現状のまま保存をさ  
せていただきたいというふうに考えております。

しかしながら、漠然とした老朽施設の設置につきましては、問題があるため、将  
来は解体が必要と考えておりまして、一定の解体費用も必要なことから、今、計画  
をやっておりますクリーン21長谷山の長寿命化工事等の大型事業が終了した時  
点での財政状況を踏まえて、機能を停止しました旧のごみ中継施設も含めました  
施設の解体時期を、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。

○山崎 匡委員長 田邊委員。

○田邊晴美委員 ご答弁ありがとうございました。総務費の詳細については、よく  
分かりました。ありがとうございます。

新事務所棟に関してですけれども、様々ご検討いただいて、防災対策に対して  
取り組んでいただいているのが分かりました。けれども、災害はいつ起こるか分  
かりません。また、起きるだろうと想定しての対策を取っていても、そのとおりに  
動かないのが現状だと思います。起きた途端にとてつもない量のごみが発生する  
のは、この能登半島地震でも問題となっておりますので、業務の継続、また、人員  
確保、備蓄等、女性の視点もどうか取り入れていただいて、困難を最小限にするた  
めの備えを、これからもどうぞ検討よろしく願いいたします。

また、旧事務所棟は解体という方向で進めているということですので、分かり  
ました。ありがとうございます。

以上です。

○山崎 匡委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

中村委員。

通告、事前にいただいておりますので、お一つずつ確認していただければと思  
いますので、よろしく願いします。

○中村正公委員 若干通告と変わるところもあるかと思いますが。ちょっと声がこ  
んなので失礼します。

まず、概要書の20ページです。環境マネジメントシステムについてですけれど  
も、環境マネジメントシステム(EMS)の目的は、環境へのリスクや機械に対し  
て、企業や組織がどのような取組を行い、環境に対するいい影響を増大させて、悪

い影響を減少させるという、そういうことを計画・実行しと、その成果を検証改善していくというものですが、平成30年に制定した組合の独自の環境マネジメントシステム、この運用から6年目になりますが、運用前と運用後では、この環境への取組はどのように変わったか。まず、最初にそれをお聞きしたいと思います。

○山崎 匡委員長 池田安全推進室長。

○池田道治安全推進室長 当組合では、もともとISO認証規格を取得しまして、その規格に基づいてマネジメントシステムを運用していたわけなんですけども、ISO規格というのは、そもそも、例えば、製造現場でありますとか、工場でありますとか、そういった向けのシステムでして、当組合の運用形態からいって、言葉は悪いですけど、無駄になる部分も多いということで、やはり組合の運用形態に合ったシステムをつくり上げる必要があるということで、30年度から独自のシステムをつくらせていただき、現在、運用しているところでございます。

先ほども言いましたように、組合の運用形態に適合したといいますか、適用したシステムをつくり上げていることで、より組合の取組にマッチしたシステムづくりができていないんじゃないかなと、成果につきましても的確に捉えることができるんじゃないかなというふうに考えております。

ただ、あくまでも独自のシステムでございますので、ひょっとしたら独りよがりになっているところがあるかもわからないということでして、その点につきましては、ISO審査の資格を持つ審査員に外部から来ていただきまして、このシステムがシステム的にも運用面においても適切であるかどうかというのを客観的に評価していただくというような取組をしているところでございます。

○山崎 匡委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。毎年度、専門家、先ほども外部機構から来てもらってということをおっしゃっていただきましたが、この外部評価が行われていて、システムは適切であり、運用等も妥当との高い評価を受けているというふうにあります。

この企画費、予算書のこのページの企画費に外部評価等謝礼として33万8,000円が計上されていますが、外部評価委員の選定方法と任期と、先ほどもちょっと説明ありましたが、もう一度その資格などについて教えてください。

○山崎 匡委員長 池田安全推進室長。

○池田道治安全推進室長 謝礼金33万8,000円のうち、先ほどご説明させていただきました外部評価員への謝礼としては、15万8,000円ということにしております。

これはISO審査員の、規格を審査できる、そういう有資格者をお願いしております、2名の方をお願いしております。任期2年でございます。外部の審査員ということで、当組合の審査だけでなく、民間の会社でありますとか、ほかの事業所でありますとか、そういった幅広くされているベテランの方から選任をい

たしまして、幅広い視野から、見地から、当組合の取組について審査していただき、他の事業所で、例えば、模範的に行われているようなよい取組など、そういった先進的な事例についても紹介いただく、アドバイスいただくというような点で大変ありがたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山崎 匡委員長 池田室長、選定方法についてもお問合せありましたので、それ、ご答弁いただけますか。

池田安全推進室長。

○池田道治安全推進室長 選定につきましては、ほかの自治体で、例えば、審査経験のある、やはり民間の事業所と、それから、地方自治体というのは、やはり独特の内容でありますので、そういったほかの事業所、あるいは、地方自治体も一緒に審査されているような、そういった方から選定させていただいているというところでございます。

○山崎 匡委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。この評価委員というのは、外部評価委員は、2名でということですが、この2023年度環境マネジメント外部評価の報告書、これからひとつお聞きしたいなと思うんですが、主要項目の評価の1で、計画目標の管理というところで、2022年度の目標達成状況の中で、安心・安全な施設運営目標が、達成率が57.1%。ほかは、組織の共通目標の8件の中で達成率が7件で、これは87.5%。サイトごとの目標も81.8%というふうにあるんですが、安心・安全な施設運営目標の、達成率が、23年度の報告では57.1%となっていますが、その内容について教えてください。

○山崎 匡委員長 池田安全推進室長。

○池田道治安全推進室長 安心・安全な施設運営、それから、循環型社会、脱炭素社会の構築関係ということで、当組合は工場がございますので、当工場で法律に基づく、例えば、排出基準、そういった基準をさらに厳しい目標値を設定、そういうことをしております。

そういう目標値については、これは先ほども言いましたように、法令的には全然問題ないんですけども、さらに高みを目指すということで目標設置をしております、その部分が一部、まだ改善には至っていないということでございまして、高い目標を上げることと、それから、目標の達成率が高いということは、必ずしもリンクしていないのかなというふうに考えてございまして、あくまでもチャレンジして取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。要するに、安心・安全な施設運営というのは、高い目標を掲げて、それに向かって取り組んでいるので、達成率としてはこういう率になるということ、決して目標に向かって、それらが達成できないからダメだということではなくて、高く掲げていると、そういう認識でいいでしょうか。はい。ありがとうございます。

同じくこの報告書の中で、要望事項というのが4点上げられていますが、1つは、EMS事務局及びサイト全般で、あと、2つ目は本庁のこと、3つ目はクリーンパーク折居のこと、4つ目はグリーンヒル三郷山と。例えば、クリーンパーク折居では、内部監査において観察事項とされた簡易な印鑑漏れなどは、処置期限を待たずに、速やかに措置されることがありますというふうになっています。これらのことについてどのように検討されているのか、またされたのかを、教えてください。

○山崎 匡委員長 池田安全推進室長。

○池田道治安全推進室長 例えば、書類で、マネジメントシステムというのは、基本的に記録を取るというのが1つの基本になるかというふうに考えていまして、その中で、印鑑が要るということで規定されているものについては、これは絶対的なものでして、ただ、それが、例えば、漏れているとか、そういったことでも、一応改善対象になっているというところでございます。

1つの小さなミスと思われるかもわからないですけども、それが積み重なると大きなミスにつながるという思想の下に、そういうふうに厳しくチェックしているというところでございます。

それから、例えば、廃棄文書につきましても、何年で廃棄するというものになっているんですけども、それをちゃんと廃棄できていなかったり、そういった事務的なところについては、初歩的なことですけどもきちんと正すというようなことで、指摘されているというところでございます。

○山崎 匡委員長 暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○山崎 匡委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

中村正公委員。

○中村正公委員 すみません。この資料の出どころをはっきりせず質問したもので、不手際がありました。失礼しました。

マネジメントシステムに関しては、独自のものを組合がつくって、それに基づいてしっかりやられていて、その証拠もしっかりされると、されているということで、よく分かりました。

次ですね。同じく、20ページ、その他の地球環境、地球の温暖化対策の取組に

ついてお聞きします。

脱炭素化推進事業債、これを利用した事業としてですけども、リサイクルセンター長谷山のLED照明改修、予算額で2,162万3,000円。組合施設のLED照明化というのはどこまで進んでいるのか。また、LED化率とLED化への計画について教えてください。

○山崎 匡委員長 池田安全推進室長。

○池田道治安全推進室長 リサイクルセンター長谷山のLED照明についての詳細につきましては、後ほどセンター所長からお答えさせていただきますけども、安全推進室の方で、地球温暖化対策を担当しておりますので、その他観点から冒頭少し説明させていただきたいというふうに考えております。

今回は、この工場等で使用しています水銀灯につきましては、LED化することによりまして、電気使用量の約60%を削減する効果があるというふうに言われております。

また、2020年からは、既に水銀灯が製造中止になっているということも踏まえまして、今後、当組合におきましては、各施設で保管している在庫品を共有、活用しながら、2030年度までに水銀灯のLED化率100%を目指して、順次、交換を進めていくことにしております。

○山崎 匡委員長 山内リサイクルセンター長谷山所長。

○山内皇太郎リサイクルセンター長谷山所長 リサイクルセンター長谷山のLED照明改修工事ですが、竣工当初から管理棟内の全照明におきましては、LED化を導入しております。

一方工場棟で使用しています水銀灯につきましては、2020年から水銀灯が製造廃止になったことを受け、他施設で保管している在庫を活用し、これまで対応しております。

令和6年度におきましては、工場棟における全ての水銀灯、58か所ございますが、こちらをLED化に改修する計画としております。

施設のLED割合につきましては、管理棟では100%、工場棟では現在67%という状況となっております。

以上です。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。照明の方、LED化の方向へということですが、今後の計画ですね。それについては、どのように、進めていかれるのか、教えてください。

○山崎 匡委員長 池田安全推進室長。



○池田道治安全推進室長 水銀灯につきましては、先ほどもご説明させていただきましたけども、電気使用量が60%ほど削減できるということで、かなり省エネ化には有効な手段だというふうに考えております。

それで、2030年、これはちょうど、国の方針で46%削減をうたっている年度でありますけども、その年度までに、当組合におきましても、水銀灯のLED化は100%を目指しまして、暫時、計画的に交換をしていきたいというふうに考えております。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。この脱炭素化推進事業債というのは、充当率90%で、この事業期間が令和7年度までということになっているんですが、これを今後、7年度以降の予算ですね。これを使ってLED化にするという、そういう予定というのは考えているのでしょうか。

○山崎 匡委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 脱炭素化推進事業債というものが新設されているといったところで、今、委員ご指摘のとおり、充当率もいいものですし、交付税措置もあると、有利なことになっておりますので、これを活用させていただいてというところで、今年度させていただいています。

事業期間令和7年度までとなっておりますので、来年度、どこか、工場棟のところでの水銀灯の更新、これは結構事業費がかかりますので、このあたりは、ぜひ来年度予算にも入れていきたいなというふうに思っておりますけども、具体的にというところは、今、いろいろな事情もございますので、今、検討中というところでご理解いただければと思います。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。同じく、脱炭素化推進事業債、これを使ったもので、電気自動車化ですか、公用車における電動車の導入というのにも使えるということで、エコ・ポート長谷山のEVフォークリフトに、これが予算で339万9,000円というふうにあります。このフォークリフトは、燃料からEV車への更新ということで考えていいのでしょうか。

○山崎 匡委員長 別所エコ・ポート長谷山所長。

○別所尚紀エコ・ポート長谷山所長 こちらのフォークリフトの更新ですが、現在の燃料式の方からバッテリー式のものに変更する計画でございます。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。様々なところで、ガソリンから電気というふうには、EVというふうに変わってきていますが、組合の全体の公用車のEV化というか、EV化についての状況と、今後の計画について教えてください。

○山崎 匡委員長 花畑会計管理者。

○花畑久仁浩会計管理者 ただ今の公用車の電動化についてお答えいたします。

当組合は、令和5年3月に電動車の導入方針というのを定めまして、それの通り、代替可能な電動車がない場合を除き、電気自動車で、対象としまして、プラグインハイブリッド自動車とハイブリッド自動車も含まれております。

ただ今の計画の方では、まだ、公用車等の普通自動車、主にそうなんですけども、貨物自動車も含んでおりますけども、ただ、特殊用途の自動車ですと、改造自動車、今あります中継車のような、コンパクトを運ぶようなちょっと大型の自動車、あれは特殊なんですけども、こういうものは電動化というのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

そうしまして、今、大体10年以上の公用車に関しましては、支障が出てきている、もう安全装置等がないという形で更新するよとなった場合には、こちらの電動車方針に基づいて購入する方向となっております。

計画としましては、ちょっと公用車に関しましては、順次その方向では考えておりますけども、来年度に関しましては、ございません。

以上でございます。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。地球温暖化対策では、様々な取組を進めていかないといけないというふうに思うんですが、ぜひ計画的に公用車の方も進めていっていただきたいなと思います。

最後に、概要書の24ページ、情報発信と環境啓発について、お願いします。

事業実施に関する基本方針で、広報紙、ホームページ、SNS、それぞれの特性を最大限に発揮し、管内住民の環境意識向上に向けた情報を積極的に発信するほか、地域・大学と連携・協働して環境型社会の構築に向けた取組を進めるというふうにされていますが、まず、組合の情報発信媒体に、広報紙エコネット城南、組合のホームページ、また、フェイスブックやインスタグラムなども活用されています。この情報発信のそれぞれの媒体の現状について、お聞かせください。

まず、最初に、全部、一括は大変なので、広報紙とホームページについて、それぞれ、広報紙では、発行部数、年間の発行回数、発行の費用ですね。ホームページの方では、閲覧数と更新頻度。これについて、まずお聞かせください。

○山崎 匡委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 情報発信ということで、まずは広報紙になります。広報紙につきましては、もともとは新聞折り込みをさせていただいておりましたけども、

新聞購読者世帯が管内世帯の50%程度まで減少しているということもございましたので、今年度、令和5年度から年5回、ポスティングということで、全戸配付という形にさせていただいております。

また、ホームページ、SNSといったデジタル化への移行が課題といったところには考えてはいますけども、まだまだ広報紙紙面での企画なんかで見ますと、紙を見ての応募というのが多くあるので、引き続き、広報紙を重視しているといったところです。

広報紙の予算につきましては、ポスティングとしておりますので、1回当たり、部数としましては15万2,000部程度を年5回発行という形で、令和6年度は組んでおります。

その結果、印刷製本費としましては約400万、ポスティングの配付経費として約600万程度、合計1,000万程度が予算としてはかかっているということになっております。

ホームページにつきましては、おおむねこういった広報紙を出させていただいた後には、広報紙をアップさせていただくなり、必要に応じて、ホームページの掲載をさせていただいているといったところになります。令和5年のアクセス数でいくと、大体月平均6,000ほどのアクセスがあるというような状況になっています。

また、広報紙なりにはQRコードを添付しまして、ホームページの方を見ていただけるような、そういったところで、何とかホームページの移行といったところも進めているという状況でございます。

以上です。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。近頃は、本当に新聞を読まない方がおられ、半減しているので、全戸ポスティングへ変更されているということ。これは本当にいいことだというふうに思います。

ホームページも、やはり高齢者の方はなかなかホームページを見るのが大変なところもあるんですが、若い人たちに関してはホームページを見る機会が多くなってんじゃないかなというふうに思います。

広報紙が出てすぐホームページにそれが掲載されるということだと思うんですが、同時に、市のホームページのトップ見ると、フェイスブックとインスタグラムも、市じゃなくて、失礼、組合ですね、やられていると。このフェイスブック、インスタグラムについて、それぞれのフォロワー数や発信内容について、教えてください。

○山崎 匡委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 SNSの関係ですけども、こちらフェイスブックとインスタグラムの方は令和5年の1月から新たに開設をさせていただいております。

もともとフェイスブックからスタートさせていただいて、文字なり、画像とも

に制限なく使えるというようなところから、フェイスブックの方からスタートをさせていただいて、現在のフォロワー数としては、109人といったところになっております。

一方で、やっぱりフェイスブックを使われる世代が少し上なんじゃないかなというふうなところが言われておりまして、なかなかフェイスブックのみでは広がらないということもございましたので、令和5年から、若者世代、若い世代にも使われているインスタグラムの方を開設させていただいて、情報発信をというところで進めさせていただいております。

こちらの方は、2月の頭時点で、111人というような形のフォロワー数となっております。昨年度が大体40人ほどでしたので、そちらから、環境まつりでありますとか、京都のフェスタでありますとか、こういったところで、何とかフォロワー数獲得に向けてのイベントをさせていただいて、111人というような形で増えてきているというところですよ。

更新につきまして、できるだけ、特にインスタグラムの方については、写真を多めにというようなところで、投稿を定期的にするといったところで、今年度、おおむね週に1回は必ず投稿するというような形で、直接廃棄物に関係のないようなところでも、衛管に関係あることでしたらというようなところで、興味を持ってもらえるような形で上げられるようにといったところで、投稿を進めております。

以上です。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 フォロワー数聞いて、あれですけども、令和5年から始めているわけで、それでこんな人数なんでしょうけども、更新は週1回は更新していると、配信しているということですが、フォロワー数だけ伸ばすというわけじゃないんですが、特に若者向けのインスタグラムとかフェイスブック。こういう媒体を使った情報発信の今後の展開、どのように考えているのか、教えてください。

○山崎 匡委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 確かにフォロワー数を伸ばすだけではないんですけども、やはり、まずは城南衛生管理組合のことを知っていただく、これが一番大事かなといったところで、手軽に見えていただけるSNSをとといったところを考えておりますので、やはり引き続き、投稿をできるだけ多くする。何とか見ていただけるような投稿をと。動画を載せるなり、画像でインパクトのあるものを載せるなり、こういったところは、今担当の方でも工夫しながらさせていただいておりますので、こちらの方の投稿は引き続き続けていきたいなというふうに思っております。

また、各イベントなんかにも、コロナ禍でほぼ出られておりませんでしたけども、今後は、コロナも明けて、イベント等も多く出てくることがあると思いますので、先ほども言いましたけど、この間、京都府の方がされておりました環境フェスタなんかにも出展させていただいて、その中で、当組合のブースの中で、インスタグラムなりのフォロワー獲得というようなところもさせていただくようなイベン

トもさせていただいたので、こういったことをする機会が増えてくると思いますので、そういったところで、城南衛管を知っていただくというような形で進めていけたらなというふうに考えております。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 魅力のある、若者に限らず情報発信をしていただきたいと。それに一定啓発にもなりますし、さらに、新事務所棟ができるわけですから、この環境イベントによる組合事務所の紹介と環境啓発ということで、「環境ふれあいひろば」が新事務所棟の中にできるわけですが、環境啓発の取組をこの新事務所棟の「ふれあいひろば」ってかなり、スペースと内容を盛り込むのではないかなというふうに思うんですが、この環境啓発の取組をどのように行っていくか、最後に教えてください。

以上です。

○山崎 匡委員長 別所エコ・ポート長谷山所長。

○別所尚紀エコ・ポート長谷山所長 「環境ふれあいひろば」での環境啓発というところですが、これまでの経過から若干ご説明をさせていただきますと、現在、組合の環境啓発活動の1つとしまして、平成11年に、3R推進のPR施設としてエコ・ポート長谷山を開設しまして、そちらのリサイクル工房の方で、管内住民の皆様のリサイクル体験学習の場というものを提供してきたところです。

こちらの方が開設25年を迎えまして、3Rのうちリサイクルに対する理解というふうなところは、もう既に定着をしてきているところなんですけれども、やはり我々の目標でもあります循環型社会の構築と、そういうところを実現させるためには、やはりそもそも廃棄物を発生させないリデュースであるとか、リユースを重点した取組が必要になっているというふうに認識しているところです。

それに加えまして、この間、地球温暖化問題でありますとか、海洋プラスチック問題等々、組合が担う廃棄物処理と密接に関係する、そういった環境問題についても無視ができないような状況になっていると認識しています。

そういったところで、組合としましては、こうした動向に目を向けまして、この「環境ふれあいひろば」というものを新たな環境学習拠点としまして、このリサイクル工房機能の継承というところも加えまして、住民の皆さんとともに、環境に対する意識を高めて、一人一人の行動に結びつけて、さらに、協働して課題を解決していく場と、そういう役割を果たしていきたいというふうに考えております。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。新事務所棟において、環境、ごみを減らすという観点から、大事なところではないかなというふうに思いますので、ぜひ取り組み、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○山崎 匡委員長 ほかに質疑はございませんか。

松峯委員。

○松峯 茂委員 すいません、ありがとうございます。

5ページのし尿関係経費のところ、基本的なことをちょっとお伺いしたいなというふうに思います。1ページにも4番、(4)で「し尿処理事業については、下水道排水による適正かつ効率的な処理を継続するとともに、し尿収集事業については、事業協同組合との連携による安定的、効率的な運営を推進する」というようにされています。

21ページでしたか、表がありましたけれども、あれを見ていまして、この事業については、市町の進捗状況もございますけれども、だんだん先細りやというふうに見ていくしかないなというふうに思うんですけども、そういうところに当たりまして、この事業協同組合さんも頑張って協力しやっていたらと思うんですけども、この先細りと、これが進んでいく中で、やはり事業としては、だんだん窮屈になっていくと思うんですね。各企業体の皆さんのところも衰退状況に陥っていくと思うので、例えば、財源的に投資ができないとかということもこれから出てくる可能性はあると思うんですね。

そうになってきましたら、やはり住民サービスの低下につながっていくんじゃないかなということも、私の中ではちょっと心配するわけなんですけども、し尿の事業のこれからの展望と、これからそういう陥ったときにはどういう対策をしていくのかというあたりで、もしもお考えがございましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○山崎 匡委員長 山田業務課長。

○山田貴士業務課長 すいません。事業協同組合の現状及び展望についてお答えさせていただきます。

し尿収集業務委託につきましては、令和2年度から、それまでし尿収集業務委託の方を担っていただいていた5業者で設立されました城南環境事業協同組合に一括しております。

この一括契約によりまして、業者ごとに契約してしまっていた諸経費なり、事務経費等が集約され、費用対効果、委託費の圧縮というほか、これと同時に、組合職員が臨時収集の受付を行っておりました受付業務につきましても、委託化することができました。

このことによりまして、住民の皆様へ受付から収集までワンストップでサービスできるようなことができたとともに、今後の展望につきまして、事業協同組合でお願いしております将来の見通しにつきましても、下水道整備につきましては、さらなる普及に伴いまして、し尿収集世帯の減少ということは十分考えられることであります。これに伴いまして、いずれ、一部の事業者につきましても事業撤退ということは十分想定しているところでございます。

しかしながら、一部の事業者が撤退されたとしても、事業協同組合の設立趣旨にありますとおり、その補完体制というものについては、十分整っているも

のと考えています。

現段階で、事業協同組合の中の事業者さんの撤退というお言葉聞いていませんが、今後の見通しにつきましては、事業協同組合さんと積極的に意見交換する中で、来るべき事業撤退があったときの想定を踏まえて、今後、協議を進め、対応も検討していきたいと思えます。

以上となります。

○山崎 匡委員長 松峯委員。

○松峯 茂委員 ありがとうございます。十分今答弁いただいたことが大事なことやなというふうに思えますし、十分連携を図っていただく上では、やっぱり協議も十分必要だと思えますので、いろいろと話をする中で、打開策を見つけていただいたり、住民サービスの向上につながったりということで、お願いをしておきたいと思えます。ありがとうございました。

○山崎 匡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎 匡委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で、議会費、総務費、公債費、予備費についての審査を終結いたします。

#### [衛生費]

○山崎 匡委員長 次に、衛生費について説明を求めます。

山本事業部長。

○山本晃治事業部長 続きまして、衛生費全般について、ご説明を申し上げます。

衛生費は、組合の根幹業務であります、し尿及びごみ処理事業に要する経費が主なものでございます。

それでは、費目ごとに、順次ご説明申し上げます。

まず、予算書の17ページ上段の清掃総務費をご覧ください。

ここでは、し尿・ごみ部門の管理運営に従事する一般職員等の人件費及び組合各施設の場内整備管理業務等委託料などを計上いたしております。

清掃総務費の合計額は、5億5,152万2,000円となり、対前年度比較では、5,390万円の増額となっております。

この要因は、清掃総務費に長谷山エリア搬入道路に係る修繕料として、2,618万円を計上したほか、一般職員給及び会計年度任用職員給が、人員の増等により、2,672万円増額となったことなどによるものでございます。

概要書28ページをご覧ください。

令和6年度の本庁移転後に、住民、学識経験者等により構成する循環型社会推進会議を設置し、ごみ減量施策について意見を取りまとめることとしており、こ

の会議開催に係る報償費等につきましても、清掃総務費に計上いたしております。

次に、予算書の17ページ下段から18ページ上段のし尿委託費をご覧願います。

事業協同組合への一括委託を実施しております、し尿の定期収集臨時収集などに要するし尿収集運搬委託料など、総額1億4,849万2,000円を計上いたしており、対前年度比較で780万9,000円の減額となっております。

これは、し尿の収集運搬委託台数の減少に伴い、し尿収集運搬業務等委託料を減額したことなどによるものでございます。

次に、予算書の18ページ中段の徴収費をご覧願います。

し尿処理手数料徴収事務に要する経費、合計373万8,000円を計上いたしており、対前年度比較で、173万円の減額となっております。これは、し尿処理手数料に係るシステム改修費用が減額したことなどによるものでございます。

次に、予算書18ページ下段から19ページ上段のし尿処理費をご覧願います。

し尿処理費の総額は1億5,191万8,000円となり、対前年度比較では、1,879万3,000円の増額となっております。これはクリーンピア沢の工場機械修繕料の増などによるものでございます。

ここで、概要書の22ページ、上の表をご覧願います。

ここでは、過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の搬入実績と、令和5年度、6年度の推計量をお示ししております。令和6年度の処理計画では、2万5,617klのし尿及び浄化槽汚泥を処理する予定でございます。

なお、全体搬入量は、平成30年度実績3万6,982.32klの69%に減少する見込みとなっております。

続きまして、ごみ関係経費のご説明を申し上げます。

予算書にお戻りいただきまして、19ページ中段から20ページのごみ焼却費をご覧願います。

ごみ焼却費の総額は、16億4,028万9,000円となり、物価高騰によるごみ処理に必要な薬剤等、消耗品費の増加の一方、クリーンパーク折居の維持補修費等の変動に伴う運営業務委託料の減少、クリーン21長谷山改修整備工事費の減少等により、対前年度比較では、7,553万5,000円の減額となっております。

ごみ焼却費の内訳につきましては、概要書の3ページをご覧願います。

表2、上の表の中ほど、ごみ焼却費の欄に記載しておりますとおり、クリーン21長谷山に要する経費として12億1,603万6,000円、クリーンパーク折居に要する経費として4億2,425万3,000円を計上いたしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、20ページ中段のごみ中継費をご覧願います。

ごみ中継施設の維持管理を含む運営委託料に加え、ごみ中継車両の維持管理経費など、総額9,276万7,000円を計上いたしております。令和6年度は、前年度比較で434万4,000円の減額となっております。

次に、予算書21ページから22ページ上段のリサイクル費をご覧願います。

缶、瓶、ペットボトルなどの資源化委託に要する経費や、プラスチック製容器包装の資源化委託に要する経費などを計上いたしております。リサイクル費の総額



は3億2,853万2,000円となっており、エコ・ポート長谷山定期点検整備工事費の減などにより、対前年度比較で1,974万1,000円の減額となっております。

次に、予算書22ページ中段から23ページ上段のごみ破碎費をご覧ください。

リサイクルセンター長谷山における破碎選別処理に必要な運転経費のほか、破碎廃棄物の運搬及び処分委託料、施設改修整備工事費など、総額3億6,842万6,000円を計上いたしております。令和6年度は、工場の定期点検整備工事、照明のLED化に係る工事の増などにより、対前年度比較で6,455万5,000円の増額となっております。

概要書29ページをご覧ください。

プラスチック資源循環促進法への今後の対応として、リチウムイオン電池による火災リスクについて対策を要することから、令和6年度において、処理ラインへの火災検知センサー及び消火設備の増設等の対策を実施することとしております。

次に、予算書23ページ中段のごみ埋立費をご覧ください。

ごみ埋立費は、グリーンヒル三郷山及び奥山埋立処分地・排水処理施設の維持管理費、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業負担金などをございまして、合計で1億2,289万3,000円を計上いたしており、対前年度比較では、1,905万1,000円の増額となっております。

これは、グリーンヒル三郷山において過剰浸出水の処理対策工事及び老朽設備の改修整備工事を実施することで、改修整備工事費が皆増したことなどによるものでございます。

概要書の30ページに、グリーンヒル三郷山の埋立処分実績と埋立計画の概要等を記載しておりますので、ご覧おき願います。

また、概要書の31ページに、奥山埋立処分地の廃止に向けた検討業務につきまして、現状と課題について記載をしております。

奥山埋立処分地につきましては、最終処分場の廃止基準のうち、浸出水の水質及び埋立ガスの発生の2項目が課題となっておりますことから、令和6年度におきましても、引き続き廃止に向け、浸出水の削減及び埋立ガスのモニタリング調査等を行うこととしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、24ページ上段の新事務所棟建設事業費をご覧ください。

新事務所棟につきましては、3月末に建設工事が完了する予定で、令和6年7月の供用開始に向け、映像音響設備やブラインド、購入した事務用什器備品の備付け等を行う予定としており、備品購入費として9,265万円を計上いたしております。

令和6年度は、建設工事の完了により、対前年度比較で8億4,080万円の大幅な減額となっております。

概要書の25ページをご覧ください。ここでは、新事務所棟の完成と移転について記載しております。

また、概要書26ページに、「環境ふれあいひろば(仮称)」の概要を記載しておりますので、ご覧おき願います。

最後に、予算書にお戻りいただきまして、24ページ下段のクリーン21長谷山長寿命化事業費をご覧ください。

クリーン21長谷山では、令和5年度から、クリーン21長谷山長寿命化総合計画に基づく基幹的設備改良工事を開始しており、令和6年度につきましては、基幹的設備改良工事費や設計施工監理委託料、事務経費など、総額7億7,964万円を計上いたしております。

概要書の27ページをご覧ください。

工事2年目となる令和6年度は、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備の更新等を計画しております。

衛生費関係の説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○山崎 匡委員長 これより、衛生費の審査に入ります。質疑はございませんか。  
中村正公委員。

○中村正公委員 概要書の27ページのクリーン21長谷山の長寿命化事業についてですが、クリーン21長谷山の施設は、竣工が平成18年稼働から17年が経過しているということです。

廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引、ごみ焼却施設編によると、ごみ焼却施設の一般的な供用年数は、おおむね20年から25年という程度というふうにされています。

長寿命化事業費の総額は約6.2億。工事期間が今年度からの5か年ということですが、平成6年の事業費は7億7,932万8,000円。先ほどもおっしゃっておられました、燃焼ガス冷却設備と排ガス処理設備の更新などの予定ですが、まず、令和6年度の事業費7億7,932万8,000円、これについて、主な内容を教えてください。

○山崎 匡委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 クリーン21長谷山長寿命化事業につきましては、まず、国の補助金の対象となる事業としまして、単なる延命化だけではなく、二酸化炭素CO<sub>2</sub>の削減等も求められているものでございます。本事業における設備機器等の更新につきましても、この基本CO<sub>2</sub>の削減に寄与するように行っていくものでございます。

概要書の27ページ下段の表をご覧ください。令和6年度におきまして実施する内容としまして、まず、仮設工事を除き、上から燃焼ガス設備についてでございます。燃焼設備は、ごみを燃焼するための焼却炉本体のほか、ごみを炉内に供給する設備等で構成される設備でございます。

令和6年度、更新する内容としましては、主にごみを炉内に供給する吸塵措置や炉内でごみを燃焼させている火格子を動かすための油圧装置等の更新を行うこととしております。

失礼しました。すいません。事業費の説明をまずさせていただきたいと思いま

す。

令和6年度の事業費ですけれども、7億7,932万8,000円の内訳としまして、基幹的設備改良工事の工事費が7億6,932万9,000円、工事の設計施工監理業務委託費として999万9,000円となっております。

また、工事費の内訳としましては、各設備において、まず、燃焼設備は約2,549万円。燃焼ガス冷却設備においては、約2億4,994万円。排ガス設備につきましては、約8,542万円。計装設備においては約4億829万円となっております、その他、大型クレーンのリース費用等が計上されておるものでございます。

以上です。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。

ここで前に頂いておりますクリーン21長谷山長寿命化総合計画の概要版ですけれども、概要版で見えますと、各要整備箇所の健全度の判定がされていますが、1から4まであって、全部が2、劣化が進んでいるが機能回復は可能であるというレベル2ですか、になっています。

令和6年度は、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備などの更新が計画されているわけですが、先ほど説明ありましたように、整備対象は多岐にわたっていますが、令和6年の整備対象に、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、この更新がこの令和6年度に計画された主な理由など、もしありましたら、お聞かせください。

また、各設備の要整備箇所に、たくさんの機器名称が、機器類があるわけですが、改良工事工程表、概要書ですね、この改良工事工程表では、令和7、8、9年と続いていきますが、年度ごとの整備順位などはどのように計画されているのか、教えてください。

○山崎 匡委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 ご質問ありました長寿命化総合計画との兼ね合いですけれども、まずは機器の状況を確認させていただきながら、この年度ぐらいに更新を図っていくことが長寿命化につながるというものを、機器選定をさせていただいております。

その中で、この5年間の工事のうちどの順番でやるかというところなんですけれども、まず、普通、焼却工場を運営する上では、例えば、ボイラーであるとかタービンの検査の関係であるとか、あとは、物の製作にどれだけ時間がかかるかというようなことを考慮いたしまして、あとは、焼却炉の停止計画、こういったものを勘案した上で、優先順位をつけながら計画するというようなことをしております。

以上です。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。

この5か年計画の中でですから、これも施設を稼働させながらの改良工事になると思いますが、そのあたりの、設備を止めないといけないとか、いろいろ出てくると思うんですけど、そのあたりのことを分かるようであれば教えてください。

○山崎 匡委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 先ほど課長からもありましたとおり、まず、我々は、1日も欠かさず、安全・安心な工場運転を果たすというのが使命であります。これだけの長寿命化工事ということになりますと、大型な工事になっていますので、おのずと停止期間が長く、通常より、持たなければならない。そういう中でも、管内住民さんのごみ収集がしっかりできる、そういう計画、そこをポイントに、重点にし、計画策定をさせていただいているところでございます。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。大きな焼却場の基幹設備ですので、大変なことだと思うんですが、本当に安全に進めていただきたいと思います。

次に、埋立処分場の管理についてですが、概要書の31ページ。

奥山埋立処分場の廃止に向けた検討業務ですね。埋立て終了後、奥山は20年が経過して、安定化がある程度進んでいるという状況と推測しているという。ただ、維持管理基準で定めた厳しい放流水質基準など、様々な要因によって廃止の見通しが立っていない状況にあるというふうになっています。

これも廃止に向けた検討業務委託の内容を見ながらの質問になるんですが、現状としては、保有水、浸出水では、BOD、COD、窒素、大腸菌群数は、維持管理基準よりも高濃度の浸出水であると。また、埋立ガスの流量が多い状態があるというふうにされています。

令和6年度の廃止に向けた実施業務からですが、予算書23ページの埋立処分施設点検整備委託料の1,732万6,000円。これの、内訳についてお聞かせください。まず、それをお願いします。

○山崎 匡委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 予算書の23ページに記載の奥山埋立処分地施設点検整備等委託料1,732万6,000円でございますが、奥山埋立処分地から発生する浸出水を処理する排水処理施設の維持管理のための経費として計上しております。

内容としましては、各種水質検査業務、各処理水槽の槽内点検清掃業務委託、沈下量測定業務、各設備機器類の点検整備業務等を合算したものとなっております。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。今ほどで点検整備費の委託料の中身について分かりましたが、浸出水対策の、雨水排水側溝の補修による浸出水の削減とありますが、側溝の補修で浸出水はどのように減らされていくことになるのか、ちょっと分かりづらいので、教えてください。

○山崎 匡委員長 暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時38分再開

○山崎 匡委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。  
川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 ご質問いただきました雨水排水設備の修繕で、浸出水が減る理由というところですが、まず、埋立処分地は、雨が降ったときに、その雨が地面に浸透し、埋められている廃棄物に接触すると汚水になり、処理が必要となるというところですので、雨が地面に浸透する前の表面水をなるべく雨水として排除することが必要となります。

そのため、埋立処分地内には、雨水側溝というのが設置されておりまして、その表面の水を外部に排除できるようにしております。

しかし、雨水側溝を設置してから長期間が経過して、多くの箇所側溝の割れであるとか、ずれというのが生じており、その隙間から雨水が浸透している状況にありますので、この雨水側溝の修繕を行うというものでございます。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。雨水側溝の補修によって、浸出水が減らせるというのが分かりました。

廃止に向けた課題ですけれども、埋立てが終了して20年となるわけですが、ここにもあるように、埋立ガスと浸出水、この2点の問題が大きくあるわけで、これが解決しないと廃止にはいかないわけですが、この概要書から廃止の促進に向けた課題で見ると、埋立ガス対策として、廃棄物層内の環境を好气的状態にすることが必要とありますが、これは、今の時点ですが、考えられる工法が、この排ガス対策に対してあるのか。

もう1つの大きな問題としての浸出水対策ですが、これは浸出水の水質改善のためには、浸出水の内部の貯留総量、これの削減が必要とありますが、どんな方法が考えられるのか。

そもそも、ここは露天状態にあるのに、雨水の侵入をどう防ぐのか、先ほどありました側溝で周りの水を排水するというのがありますが、この2点に対して、どんな方法が現時点で考えられるのか、お聞かせください。

○山崎 匡委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 廃止に向けた検討状況でございますけれども、まず、奥山埋立処分地の廃止につきましては、ご指摘のとおり、浸出水の水質と湧出ガス、ガスの方が課題となっております。

浸出水についての廃止条件というのが、処理前の浸出水の水質が維持管理上の排水基準をクリアするということですが、維持管理上の排水基準が法令の規制基準に比べてかなり厳しいというところがございますので、事実上、廃止が不可能な状況となっております。

そのため、この維持管理上の排水基準を周辺環境に影響のない範囲で見直しを行うため、今年度に生活環境影響調査を実施しておりまして、この調査結果を踏まえて、排水基準の見直しを行いたいというふうに考えております。

次に、ガスにつきましては、ガスの発生がない、または増加していないということが廃止の条件となります。この埋立処分地のガス量は、気象条件、気圧であるとか気温などの気象条件などによりまして変動しますので、ある程度長い期間で測定を行い、統計的手法などを用いて、増加傾向でないというところを確認することになります。

そのため、令和6年度についても、ガス測定を行い、ガス量の傾向を分析した上で、廃止について検討していきたいというふうに考えております。

先ほどご質問ありました、水の対策であるとか、ガスの内部の対策でございますけれども、一般的には、先ほど説明させていただいたとおり、雨水側溝などの整備によりまして、なるべく水が浸透しない、地中の水が増えていかないというふうにするのも1つの対策ですし、それでもガスや水の方の改善が見られないということであれば、なるべく地中内部に空気が送られるような方策、例えば、ガス抜き管を設置するなどの方策というのが考えられますけれども、そちらの方についても、ガスの測定の結果などを踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 いずれにしても、この2つの問題というのは、大きな問題としてあるわけで、大変な状況だと思うんですが、先ほど、浸出水対策として、基準が厳しいので、それを見直すというふうな内容ですが、もともと何でこの厳しい基準、環境の問題では厳し過ぎるということはないと思うんですが、何でこの厳しい基準になって、それを見直さないといけないのか、それを最後に教えてください。

○山崎 匡委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 まず、なぜそのような厳しい基準を適用していたのかというところがございます。まず、クリーン21長谷山、焼却場の建設を検討していた際に、ちょうど奥山埋立処分地からの浸出水が減る傾向にありましたので、こちら

の方の浸出水を全て、クリーン21長谷山の排水処理設備で処理するというような計画としておりました、排水基準につきましても、当時、クリーン21長谷山で適用しておりました技術的に可能な範囲で厳しい基準値というのを設定しておりました。

しかし、奥山埋立処分地の浸出水量が想定よりも減少しなかったというようなことがありまして、クリーン21長谷山だけで処理するというのが困難となったため、奥山排水処理施設、こちらの方を同時に継続稼働ということで計画の方を変更しております。

当初、クリーン21長谷山の排水基準で処理することを前提といたしまして、環境影響評価も行っておりましたので、奥山排水処理施設の継続稼働に関しても、クリーン21長谷山と同じ排水基準とするということで、現在の基準となっているものでございます。

以上です。

○中村正公委員 結構です。それでいいと思います。

○山崎 匡委員長 ほかに質疑はございませんか。

原田副委員長。

○原田周一副委員長 すいません。今に関連して、1点お聞きしたいんですが、今のガス発生のことなんですが、空気を送るということは、恐らく嫌気性のガスが出てるんじゃないかというふうに思うんですね。そうすると、この状況と対策の中には、「メタンガスなど」と、「など」って、こうなってるんですけど、この「など」というのは、例えば、硫化水素みたいなガスという具合に理解していいわけですか。

○山崎 匡委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 通常、嫌気性で内部が反応しますと、メタンガスが発酵して、好氣的に反応するとCO<sub>2</sub>が発生するというふうに言われております。

「メタンなど」とさせていただいたのは、メタンやCO<sub>2</sub>があるというところで、現状では硫化水素などはほとんど見られておりません。

以上です。

○山崎 匡委員長 原田副委員長。

○原田周一副委員長 ということは、メタンガス、CO<sub>2</sub>以外のものは見られないということは、それは測定した結果、そういうようなデータが出ているということで理解していいわけですね。

○山崎 匡委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 測定の結果、CO<sub>2</sub>であるとかメタンガスというのは確認されておりまして、ただ、時期によって、気象状況であるとか、内部の水の浸透具合によって、メタンが少し多かったり、CO<sub>2</sub>が多かったりというようなばらつきが今のところ見られておりますので、もう少し長期間で見させていただきたいというふうに考えております。

○山崎 匡委員長 原田副委員長。

○原田周一副委員長 ありがとうございます。なぜこういうことを聞いたのかと言うと、その作業するにしても、安全性の問題で、メタンだけでしたら、そう問題はないと思うんですけど、それ以外の有毒ガス、これが、本来、掘り起こして全部撤去してもらうのが一番やと思うんですけど、それは多分、私も過去から知っていますので、事実上不可能やと思いますので、できる限り安全な方法で作業を進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○山崎 匡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎 匡委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で、衛生費についての質疑を終結いたします。

#### [歳入全款]

○山崎 匡委員長 次に、歳入全款についての説明を求めます。

山本事業部長。

○山本晃治事業部長 それでは、続きまして、歳入全款についてご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金でございます。

予算書7ページ及び8ページをご覧ください。

分担金及び負担金は、3市3町からの市町分担金として、8ページの表の下端の合計欄の一番右の計でございますが、し尿分担金5億3,326万6,000円、ごみ分担金31億733万7,000円、合計36億4,060万3,000円を計上いたしております。

次に、概要書の15ページをご覧ください。

ここでは、事業費及び分担金の推移を記載しております。棒グラフでお示ししておりますのが事業費、折れ線グラフでお示ししておりますのが分担金の推移でございます。

グラフのとおり、これまでも建設事業の実施や団塊の世代の退職者数の増加に伴い、歳出総額が増加する中でも、市町分担金につきましては、負担の平準化に最



大限努めてまいりました。

令和6年度につきましても、新事務所棟建設に係る工事費の皆減などの一方で、クリーン21長谷山長寿命化工事の本格化などにより、グラフのとおり、歳出ベースでの事業費は50億円台となっておりますが、その一方で、国庫補助金や廃棄物発電収入、資源化物売払収入、起債など、分担金以外の財源の的確な確保に努めており、この結果、市町分担金につきましては、前年度比1億3,569万6,000円減少しております。

なお、折れ線グラフのとおり、市町分担金につきましては、平成23年度以降、40億円台を超えることなく推移しております。これは、これまで取り組んでまいりました行財政改革と大規模事業の計画的整備によるものと考えております。

構成市町別の分担金の状況につきましては、概要書の11ページに詳細を記載しておりますので、ご覧をお願いします。

次に、予算書にお戻りいただきまして、9ページ上段及び中段の使用料及び手数料をご覧ください。

使用料では、行政財産使用料として、鉄塔敷や職員駐車場等の用地使用料121万9,000円を、手数料では、衛生手数料として4億4,425万3,000円を計上いたしております。

概要書の12ページをご覧ください。

し尿処理手数料では、下水道の普及により、し尿収集世帯は、前年度比較6.9%減となる2,286世帯に減少するものと見込んでおりますが、手数料の改定によりまして、253万5,000円の増額を見込んでおります。

また、浄化槽汚泥手数料につきましては、前年度量比較で760kl、4.3%の減少に応じた金額を見込んでおります。

ごみ処理手数料につきましては、ごみ及び剪定枝の搬入量の減少に伴い、対前年度比較で586万円、1.6%の減額の見込みとなっております。

概要書12ページの一番上に四角で囲んでおりますが、これら清掃手数料に行政財産使用料を加えた合計では4億4,547万2,000円で、対前年度比較438万7,000円の増額となっております。

次に、国庫支出金でございますが、概要書12ページの下段をご覧ください。

クリーン21長谷山長寿命化事業に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として、3億8,748万5,000円を計上いたしております。なお、交付金の交付率は、交付対象事業費の2分の1となっております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、10ページ上段及び中段の財産収入をご覧ください。

財産運用収入では、財政調整基金の運用収入7万5,000円を計上いたしております。

次に、財産売払収入では、資源化物の売払収入等、合計1億7,613万2,000円を計上いたしております。

資源化物等の売払収入の明細につきましては、概要書13ページの下の方をご覧ください。

破砕選別有価物の鉄及びアルミの売却単価の上昇等により、前年度比較で、右下に記載しておりますとおり、1,611万3,000円の増額となっております。

次に、繰入金でございます。

概要書の14ページ上段をご覧ください。

繰入金につきましては、新事務所棟への移転関連経費として、財政調整基金から1億1,791万6,000円を繰入れすることとして、予算を計上いたしております。

次に、諸収入でございます。

概要書14ページ中段をご覧ください。

組合預金利子として、歳計現金等の運用利子6万9,000円を計上し、雑入として、クリーン21長谷山及びクリーンパーク折居の廃棄物発電収入など、2億3,174万7,000円を計上いたしております。

新名神高速道路建設に伴う物件移転補償金が皆減したことや、廃棄物発電の売却単価の下落などにより、諸収入の総額で、前年度比較1億2,238万4,000円減の2億3,181万6,000円を計上いたしております。

最後に、組合債でございますが、概要書14ページ下段をご覧ください。

令和6年度は、クリーン21長谷山長寿命化事業に充当する財源として3億5,190万円、リサイクルセンター長谷山のLED照明改修事業に充当する財源として1,940万円、エコ・ポート長谷山のEVフォークリフト購入に充当する財源として300万円、総額3億7,430万円の借入れを計上いたしており、うち2,240万円については、脱炭素化推進事業債を利用した借入れを行うこととしております。

歳入全款の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算書37ページに債務負担行為に関する調書、38ページに組合債の現在高見込額に関する調書、39ページには令和6年度市町分担金負担率表を添付しておりますので、ご覧をお願いします。

説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○山崎 匡委員長 これより質疑に入りますが、質疑に当たっては簡潔にお願いします。

また、お昼が近いですが、このまま質疑を続けさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

これより歳入全款の審査に入ります。質疑はございませんか。

中村正公委員。

○中村正公委員 お昼にかかっているので、手短かにいきます。

概要書の13ページですけど、財産収入から、財産売払収入、これについてだけ、お聞きしたいと思います。

令和6年が1億7,613万、令和5年が1億6,001万と、過去、令和4年、3年、2年の金額を教えてくださいませんか。

○山崎 匡委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 財産売却収入の総額として、令和2年度が8,538万4,000円、令和3年度が1億1,250万4,000円、令和4年度が1億5,235万7,000円となっております。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。年々このところ増えていったわけですが、売却単価のことなんかもあると思うんですけど、今後の見通しについて、どんなふうにお考えですか。それと、同じ鉄やアルミでも、資源化物と破碎選別有価物の単価の違いについて教えてください。

○山崎 匡委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 今後の見通しということですが、搬入量につきましては、一応傾向として、今、缶類からペットボトルに移行しているのかなというように形で見えておりますので、それがどこまで進むのかなというようなところはありますけども、金額の推移について、やっぱり売却単価が大きくあります。売却単価につきましては、やはり経済状況であるとか、国際状況、要因が様々でありますので、なかなか我々でははっきり分かりづらいというところで、収入は変動していくのかなというふうを考えております。

しかしながら、この鉄、アルミ等の売却につきましては、基本的に入札を実施させていただいておりますので、やっぱり入札で行い、できるだけ高く売却するというようなところはさせていただいておりますので、このあたりでご理解いただければというふうに思います。

資源化物と破碎選別有価物の違いですけども、資源化物の方は、住民さんから分別していただいて、それぞれ、缶についてはアルミと鉄にうちの方で分別させていただいて、不適物を除去して、それを集めたものをプレスのような形で1つの形にして売却しておりますので、それなりに質のいいものが多いかなといったところになっています。

一方で、破碎選別有価物の方は、不燃物をうちの方に入れられたものの中から、鉄とアルミを機械の方で選別をしてやっておりますので、出てきているものにはやはり一定、ごみといいますか不適物が混ざったような形のを、鉄なりアルミとして売却させていただいているので、そのあたりの質の違いというようなところで、やはり金額の方も差が出ているというところになっていくのかなと思っています。

共に入札はさせていただいておりますので、それぞれ業者さんに見ていただいて、業者さんがそれぞれ金額を入れていただいているというところで金額差が出ているというところでございます。

○山崎 匡委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 最後に1つ教えてください。この表を見ると、工房衣服等の収入

が前年度より大きく見込んでいるんですが、これは、新たに移転とか、そういうことも考えた上なんでしょうか。その理由を教えてください。

○山崎 匡委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 工房衣服等というところで、今、工房関係で販売しているものを入れさせてもらっています。来年度から、新庁舎に移転ということになりますので、移転の方をすることで、できるだけ来場者も増やすというようなところを踏まえて、ちょっと収入についても大きく見込ませていただくという予算をさせていただいております。

○中村正公委員 ありがとうございます。

○山崎 匡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎 匡委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で、歳入全款についての審査を終結いたします。

以上で各項目ごとの審査を終結いたします。

[総 括]

○山崎 匡委員長 これより総括質問を行います。

質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎 匡委員長 質問がないようですので、以上で総括質問を終結いたします。

以上で全ての審査を終結いたします。

[討 論]

○山崎 匡委員長 これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎 匡委員長 討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

## [採 決]

○山崎 匡委員長 これより議案第9号を採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山崎 匡委員長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の作成については、正副委員長にご一任を願いたいと思います。

また、不適切な言葉等がございましたら、委員長において精査させていただきますので、ご一任を願いたいと思います。

予算特別委員会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員各位におかれましては、終始熱心なご審査をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対し、お礼を申し上げます。

また、併せて、原田副委員長のご協力によりまして、委員会が滞りなく運営できましたことを、ここに改めてお礼を申し上げます。

本日で予算特別委員会の審査は全て終了したわけですが、改めまして、皆様にお礼を申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

予算特別委員会を閉会するに当たりまして、管理者から発言の申出がございませんので、お受けしたいと思います。

松村管理者。

○松村淳子管理者 予算特別委員会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

山崎委員長、原田副委員長をはじめ、委員各位におかれましては、誠に終始ご熱心なご審査をいただき、ありがとうございます。そして、ただ今ご可決を賜り、厚くご礼を申し上げます。

本日、審査を通じまして、委員各位からいただきましたご指導、ご意見をしっかりと念頭に置きまして、適正な予算執行に一層努め、効率的、効果的な組合運営に努めます所存でございます。

また、組合事業の根幹でございます廃棄物の処理につきましては、安心・安全な工場運営に万全を期すとともに、引き続き、構成市町との連携を強め、管内の生活環境の向上とさらなる循環型社会の推進に努め、組合の役割を果たしてまいりたいと存じます。

委員各位におかれましても、今後とも当組合行政へのより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、本日ご臨席いただきました稲吉

議長、福田副議長に厚くご礼を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○山崎 匡委員長 松村管理者、ありがとうございました。

以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時08分閉会

議案第1号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和6年2月7日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(案)

第1条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(勤勉手当)</p>
<p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が</p>	<p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が</p>



改正後	現行
<p>支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
再任用	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100

短時間 勤務職 員以外 の職員	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200

32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900

61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		

90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600	382,500			
95		296,200	344,100	382,900			
96		296,600	344,500	383,300			
97		296,800	344,700	383,600			
98		297,100	345,100	384,100			
99		297,500	345,500	384,500			
100		297,900	345,800	384,900			
101		298,100	346,100	385,200			
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000	351,400				
115		302,300	351,700				
116		302,700	352,000				
117		302,900	352,500				
118		303,100	352,900				

	119		303,400	353,200				
	120		303,700	353,500				
	121		304,100	354,000				
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

第2条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について</p>

改正後	現行
<p>は、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤</p>	<p>は、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤</p>

改正後		現行	
勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第2（第3条、第4条関係） 級別職務分類表		勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第2（第3条、第4条関係） 級別職務分類表	
職務の級	職務内容	職務の級	職務内容
略		略	
4級	(1) <u>室長補佐、課長補佐、所長補佐、工場長補佐又は主査（管理者が別に定めるものに限る。）</u> の職務 (2) 係長、主査又は主任の職務（前号に掲げる職務を除く。）	4級	(1) <u>課長補佐、所長補佐又は工場長補佐</u> の職務 (2) 係長、主査又は主任の職務
略		略	

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から、同条の規定（給与条例第17条第2項及び第3項並びに第17条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合（城南



衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年城南衛生管理組合条例第1号）の規定により、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合を含む。）には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

## 提案理由

令和5年人事院勧告を受けて国家公務員の給与改定状況等を勘案し本組合職員の給与の改定を行うため及び定年延長に係る整備のため、本案を提案するものであります。

議案第2号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和6年2月7日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和48年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>

第2条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第</p>

改正後	現行
17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。	17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。
3及び4 略	3及び4 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 提案理由

一般職員の給与改定に準じ、期末手当支給月数について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第3号

城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和6年2月7日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
 条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（  
 案）

第1条 城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
 条例（令和元年城南衛生管理組合条例第1号）の一部を次のように  
 改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に  
 、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当、勤勉手当及び宿日直手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当をいう。</u></u></p> <p>2～4 略</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p>第17条の2 <u>基準日に在職するフルタイム会計年度任用職員であつて、任期の定めが6月以上の者には、常勤職員の例により勤勉手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>基準日に在職するパートタイム</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び宿日直手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び<u>期末手当</u></u>をいう。</p> <p>2～4 略</p>



改正後	現行
<p> <u>会計年度任用職員であって、任期の定めが6月以上の者には、給与条例第17条の4の規定を準用する。この場合において、第17条の4第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬日額又は報酬時間額に当該パートタイム会計年度任用職員の算定期間（基準日以前6カ月以内の期間をいう。）におけるその者の勤務日数又は勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額」と読み替える。</u> </p> <p> <u>3 任期の定めが6月に満たない場合であっても、当該会計年度任用職員が同一の任命権者により引き</u> </p>	

改正後	現行
<p><u>続いて任用され、その任用期間が通算して6月以上となった場合には、前2項に規定する任期の定めが6月以上あるものとみなす。</u></p> <p>4 <u>会計年度任用職員の勤勉手当支給に係る在職期間は、1会計年度内で同一の任命権者により任用された場合には、その期間を通算する。</u></p>	

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年城南衛生管理組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2 給与条例第17条の4第1項<u>又は会計年度条例第17条の2第1項及び第2項</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6カ月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6カ月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 提案理由

地方自治法の一部改正に準じ、所要の改正を行うため、  
本案を提案するものであります。

議案第4号

城南衛生管理組合組織条例の一部を改正する条例  
を制定するについて

城南衛生管理組合組織条例の一部を改正する条例を、  
次のとおり定めるものとする。

令和6年2月7日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合組織条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合組織条例（平成26年城南衛生管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p><u>総務部</u></p> <p>施設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>部</u>の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>総務部</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>企画及び各種計画の策定に関すること。</u></p> <p>(9) 他の<u>部</u>の所管に属さな</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、次の<u>室及び部</u>を置く。</p> <p><u>安全推進室</u></p> <p><u>事業部</u></p> <p>施設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>室及び部</u>の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>安全推進室</u></p> <p><u>安心安全な廃棄物処理の推進に関すること。</u></p> <p><u>事業部</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>し尿収集及び運搬並びに浄化槽清掃業務に関すること。</u></p> <p>(9) 他の<u>室及び部</u>の所管に</p>

改正後	現行
<p>いこと。</p> <p>施設部</p> <p>(1) 一般廃棄物処理に関すること。</p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p><u>(4) し尿の収集及び運搬並びに浄化槽清掃業務に関すること。</u></p>	<p>属さないこと。</p> <p>施設部</p> <p>(1) <u>一般廃棄物処理計画の策定その他</u>一般廃棄物処理に関すること。</p> <p>(2) 及び (3) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例の一部改正)

2 城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例（平成28年城南衛生管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>総務部</u>総務課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>事業部</u>総務課において処理する。</p>

## 提案理由

機構改革に伴う内部組織の設置について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第5号

城南衛生管理組合リサイクル工房条例を廃止する  
条例を制定するについて

城南衛生管理組合リサイクル工房条例を廃止する条例  
を、次のとおり定めるものとする。

令和6年2月7日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子



城南衛生管理組合リサイクル工房条例を廃止する条例（案）

城南衛生管理組合リサイクル工房条例（平成11年城南衛生管理組合  
条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 提案理由

本庁移転に伴いリサイクル工房の機能を移転するため、  
本案を提案するものであります。

議案第6号

新事務所棟建設工事（主体工事）請負変更契約の締結  
について

新事務所棟建設工事（主体工事）請負変更契約を下記のと  
おり締結するため、議会の議決を求める。

令和6年2月7日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

記

- 1 契約の目的 新事務所棟建設工事（主体工事）
- 2 契約の金額  
変更前 6 2 1 , 5 0 0 , 0 0 0 円  
変更後 6 3 2 , 4 1 7 , 5 0 0 円  
変更金額 1 0 , 9 1 7 , 5 0 0 円
- 3 契約の相手方 京都府京都市中京区西ノ京中保町6-4  
株式会社 長村組  
代表取締役社長 四手井 康紀

## 提案理由

城南衛生管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため本案を提案するものであります。

議案第7号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和6年2月7日提出

城南衛生管理組合

管理者 松村 淳子

記

- 1 取得の目的 新事務所棟什器備品
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 43,450,000円
- 4 契約の相手方 京都府八幡市八幡今田35-3  
株式会社 國島屋  
代表取締役 國島 裕介

## 提案理由

城南衛生管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるため本案を提案するものであります。